

第4章 盗難預金通帳による預金払戻問題

山 下 友 信

1 はじめに

平成10年ころから盗難預金通帳に基づく預金の無権限払戻がなされた場合における銀行の免責の可否について争う訴訟が急増してきた。ピッキング等による盗難事件の増加とともに、副印鑑が通帳に押捺されている場合などにおいて印鑑を偽造することが技術的に容易になったことが、無権限払戻を増加させる原因となっているようである。盗難預金通帳と印鑑に基づく無権限払戻の場合の銀行の免責の可否については、昭和40年代までに判例の基本的な考え方が固まったといえ、近時の裁判例も基本的な枠組みは、この判例法理を踏襲するものであるが、判例法理が形成された当時に前提とされていた諸状況は相当に変化しており、近時の裁判例でも具体的な銀行の免責の可否をめぐる判断はかつての同種の裁判例における判断とは相当に変わったものとなっている。本稿では、近時の裁判例を分析することにより問題点を洗い出すとともに、将来的な制度のあり方について検討してみることとする⁽¹⁾。

2 裁判例の概要

平成12年ころからの裁判例は判例集に掲載されたものだけで数十件あると見られるが、ここでは、判決年月日が平成16年1月以降の裁判例を分析する。なお、以下では、普通預金に関する裁判例を取り上げる⁽²⁾。また、協同組織金融機関についても、便宜、銀行ということとする。

(1) 個人預金者的事例

(ア) 銀行敗訴事例

①大阪地判平成16年3月11日金判1193号51頁

総合口座で残高321万円であったところ、平成14年10月中旬に通帳のみが盗難に遭い、同月23日午前10時10分に他店で300万円が払い戻されたという事案である。当該銀行は平成13年10月以降は副印鑑を廃止していたが、本件通帳はそれ以前に作成されたもので副印鑑が押捺されている。

銀行の過失を肯定するに当たり考慮された事情として、払戻請求書押捺の印影と届出

印影には複数の相違点があったこと、払戻請求書に住所・電話番号の記載がなかったので書かせるとすぐ書いたが住所・電話番号に間違いがあり（市外局番が06なのに066と書いた）、再度書かせると正しいものを記載したこと、免許証等による本人確認をしていなかったこと、通帳盜難問題が公知で当該銀行も副印鑑廃止等の対応していたことをあげている。

②新潟地判平成16年3月16日金判1193号46頁

総合口座で残高614万円であったところ、平成15年5月23日に預金者が通帳（副印鑑あり）盜難を認知し届け出たが既に同日午前11時ころすでに600万円が払い戻されていたという事案である。払戻に現れた人物はめがねをかけ野球帽をかぶった姿であり、代理人を自称した。払戻請求書には押捺されており、届出印との照合では問題なかったが、行員は印鑑の提示を求めなかった。また、払戻請求書の住所と電話番号には間違いがあった。行員は本人に健康保険証を提示させたが、これは偽造の可能性があり、しかも2つ折りのまま確認しており、これを広げてみれば性別の違いから本人のものではないことが判明した可能性がある。

印鑑の提示を求めて所持を確認しなかったことと、健康保険証の確認の点を重く見て銀行の過失を認めている。

③さいたま地判平成16年6月25日金判1200号13頁

2つの普通預金口座（以下、①、②という）で、残高は①が87万円、②が39万円であったところ、預金者が平成14年7月10日～11日未明に外食中に駐車していた自動車より通帳のみが盗難に遭ったが、印鑑の盗難はなかった。この銀行は副印鑑は平成14年1月に廃止していたが、預金者が同時に盗難に遭った他行の通帳に副印鑑があったため、印鑑が偽造された模様である。7月11日午前10時前に他店で①について87万円払戻、②について33万円払戻があり、午前11時に本人が盗難を認知し、午後12時21分に銀行に連絡した。

払戻請求書の印影と届出印に印影相違があったこと、払戻がそれまで払戻の実績のない他店での残高全部に近い払戻であったこと、銀行が行内の盜難通帳対策では本人確認すべきところこれをしていないことから銀行の過失を認めたが、預金者にも重過失があるとし、民法418条を類推適用して3割の過失相殺をした。

④大阪地判平成16年7月23日金判1207号34頁

普通口座で残高 184 万円であったところ、平成 14 年 7 月 15 日から 7 月 19 日の間に通帳が盗難に遭い、平成 14 年 7 月 19 日午前 11 時 8 分ころ、従来払戻歴のなかった他店で 180 万円が払い戻され（従来は一回の払戻額は最高でも 30 万円）、7 月 26 日に盗難が判明した。

銀行の過失を認めるに当たり考慮されている事情としては、銀行内に払戻に関するチェック事項があり、これによれば慎重に判断すべき事案であったこと、払戻請求書の印影と届出印との間に印影の相違があったが行員は重ね合わせ照合等をしていなかったこと、払戻請求書と印鑑届の筆跡に相違があったことを見過ごしていたことである。

⑤東京高判平成 16 年 8 月 26 日金判 1200 号 4 頁

普通口座で残高 801 万円であったところ、平成 14 年 5 月 20 日に通帳（副印鑑あり）のみが盗難に遭い、まず 5 月 21 日午前 10 時 51 分に他店で 460 万円が払い戻され（払戻①）、次いで午前 11 時 59 分に別の他店で 320 万円が払い戻された（払戻②）。同日午後 2 時 40 分に預金者本人が盗難を認知した。銀行は払戻①②いずれについても取扱店に電話して承認を受けたが、②では行員が使途を聞こうとしたがきつい顔つきで威圧感を感じたため断念した。

一審判決（新潟地判平成 16 年 1 月 22 日金判 1184 号 41 頁）は①につき銀行無過失、②につき銀行に過失ありとしたが、本判決では①②とも銀行の過失ありとされた。銀行の過失を認めるに当たり考慮されている事情としては、払戻請求書の印影と届出印の印影相違があったこと、通帳盗難問題に対応する行内規定がありそれによれば副印鑑があれば照合は疑いをもってなすべきものとされていたこと、当該預金者の従来の引出しはすべて ATM でなされ少額のものであったこと、②については短時間での高額の払戻があつたことである。

⑥福岡地判平成 16 年 8 月 30 日金判 1207 号 17 頁

総合口座で残高 418 万円、定期預金 901 万円であったところ、預金者が平成 14 年 8 月 31 日から 9 月 14 日まで入院で不在にしていたところ、同月 15 日に通帳（副印鑑あり）の盗難が判明したものである。払戻は、9 月 5 日午後 1 時 33 分に取扱店において、普通預金について 400 万円払戻、定期預金は全部解約され、計 1300 万円が振込で送金された。振込依頼票に記載の電話番号には相違があり、払戻請求書の印影と届出印は平面照合すれば印影相違があった。他方、過去にこの預金者は数百万円の取引をしたことはあり、今回も銀行も使途について質問はしていた。

通帳盗難問題が発生している状況下では印鑑照合は特に慎重に行うべきであったものであり、本件では平面照合により印影相違が判明し得たものとして、銀行の過失を認めた。

⑦a（個人預金分）福岡地判平成16年9月1日金判1207号24頁

普通預金で残高818万円（①銀行）、930万円（②銀行）であったところ、平成15年5月29日から6月3日早朝にかけて通帳（副印鑑あり）が盗難に遭ったが印鑑は盗難に遭っていない。6月3日午前9時過ぎに①銀行で800万円の払戻と振込、9時20分ころ②銀行で900万円の払戻と振込がなされた。

印鑑照合については、細かい相違があるもののいずれの銀行にも過失はなかったとされた。①銀行については、払戻請求書に記載の住所をオンラインで確認しており、その他不審な事情もなく銀行に過失はなかったとされた。これに対して、②銀行については、払戻請求書の氏名欄に「松男」を「松場」とする大きな誤記があったことから行員が健康保険証で本人確認をしたがこれは偽造で、かつ本人の名字に「シカヤ」とふりがなが付されていたのに振込依頼書では「シカタニ」とふりがながつけられていたこと、印鑑照合機のモニター表示の署名と払戻請求書の署名の筆跡相違を見逃したことから、銀行に過失があったとされた。

⑧名古屋地判平成16年9月17日金判1206号47頁

普通預金で残高445万円であったところ、平成14年11月8日に通帳、印鑑、健康保険証等が盗難に遭った。同日の閉店しかかった午後3時過ぎに取扱店に盗難者が現れて400万円を払い戻した。盗難者は46歳であるが預金者は64歳である。盗難者は健康保険証を折り曲げて提出したところ、行員は年齢確認はしなかった。当該銀行の内規では、個人預金の200万円以上の払戻については本人確認をすることとしていたが、年齢確認することまではしていなかった。印鑑照合については銀行に過失はないとされている。

銀行が年齢確認をせずに払い戻したことについて過失があったとされている。

⑨東京高判平成16年12月15日判時1883号116頁（後掲⑩の控訴審判決）

預金者の氏名が「甲野タケ」と女性の氏名であるのに男性が本人だと称していること、提示した健康保険証に誤記や不自然な点があったこと、口座の取扱店で33年間にわたり預入等がなされていたのに距離があまり離れていない他店で当座貸越により定期預金残高の大部分に相当する金額の払戻をするのは通常は考えられにくいことから、正当な受

領权限を疑うべき特段の事情があり、本人確認や取扱店の承認を受ける際の確認を十分しなかったことに過失があったとした。

⑩東京地判平成16年12月20日（平成14年（ワ）第26801号。TKC 28100201）

普通預金で残高636万円であったところ、平成14年4月2日に勤務先の群馬県で通帳が盗難に遭ったが印鑑の盗難はなかった。通帳には副印鑑があったが、当該銀行は平成13年に副印鑑を廃止していた。4月3日の午前10時33分ころ口座開設店である本郷支店で600万円の払戻請求の上振込がなされた。4月14日に通帳の盗難が判明した。当該銀行では、平成12年より盗難通帳対策として、払戻に際してのチェック事項を決定しており、平成14年にはこの対策を強化していた。

本郷支店では平成11年より窓口での払戻はなく、同店のATMでも平成13年以降払戻がなかったこと、および払戻請求書の印影と届出印との間に印影相違があったことから銀行の過失を認めた。

⑪a（個人預金分）東京地判平成17年2月28日金判1213号34頁

普通預金で残高1708万円であったところ、平成14年2月14日までに通帳（副印鑑があった模様）が盗難に遭い、14日午前10時10分ころ他店で1600万円払戻の上振込がなされた。

平成10年頃以来の通帳盗難による不正払戻問題の発生とそれに対する警察や各銀行等の対策の展開を比較的詳細に認定した上で、払戻請求書の印影と届出印の印影とでは相違があるが肉眼による平面照合では認識できないもので照合について過失はなかったとされたが、通帳盗難が多発していた平成14年2月当時には銀行は払戻請求書の印影のみならず記載事項全般について注意すべきであったものであり、同請求書の預金者名の記載について通常考えられない誤記があること、従前利用のなかった他店での高額の払戻であることから、銀行は再度印鑑を借り受けて印影の確認をしたり暗証番号の確認など本人確認措置をとるべきであったのであり、銀行には過失があったとされた。

（イ）銀行勝訴事例

⑫東京高判平成16年1月28日金判1193号13頁

普通預金で残高250万円であったところ、平成14年2月上旬ころ、通帳、届出印鑑、健康保険被保険者証が盗難に遭い、平成14年2月5日午前11時ころ、口座開設店で250万円の払戻がなされた。払戻請求書には住所記載欄の指定がなかったが、払戻請求者は、預

金者の住所を記載して窓口に提出しており、これには住所の誤記があった。しかし、当該銀行の内部規則では、自店開設口座については住所の同一性の確認が要求されていなかつたため、行員はモニターディスプレイ上の住所の比較対照操作をせず、ほかに外観上預金者本人であることを疑わせる状況はなかった。

一審判決（横浜地判平成15年7月17日判時1850号131頁）は、普通預金は、流動性預金であって、頻繁かつ高額な現金による出し入れが予定されているものであり、制度上、簡便な手続で払戻がされることが要請されているものであるから、この払戻における銀行の注意義務は、定期性預金のそれに比較して軽度のもので足りるとすべきであり、住所の確認作業を伴わない払戻作業過程に銀行の過失はなかったとされた。なお、普通預金払戻と同日に同一人物が定期預金の満期前解約をして1500万円の払戻を受けたが、この払戻については、払戻請求書に通常ではありえない住所の誤記があったことからこれを見逃した銀行に過失があり銀行の免責は認められないとされた。

控訴審判決である本判決も結論は維持された。

⑬東京高判平成16年3月17日金判1193号4頁

普通預金で残高433万円であったところ、平成14年7月9日に通帳と印鑑が盗難に遭ったことを預金者が認知したが、既に7月2日に他店で410万円の払戻があった。通帳には副印鑑があった。払戻時に銀行は口座開設店より印鑑届をファクスで取り寄せ、印鑑照合をしており、この照合については過失がなかった。また、ファクスの印鑑届と払戻請求書の筆跡の照合をしたが、疑うべき程の相違はなかった。払戻に際して身分証明書の提示は求めなかったが、預金者の名刺の提示があり、払戻請求書は払戻請求者が行員の面前で間違いなく記載したものであった。そのほか、特に不審な事実はなかった。

銀行の過失がなかったとされた。預金者が、通帳盗難問題が発生しているので暗証番号の告知を求めなかったことに過失があったと主張したが、この主張が斥けられている。

⑭新潟地判平成16年6月2日金判1200号37頁

総合口座で残高312万円であったところ、平成15年5月21日～23日に自宅で通帳が盗難に遭い、23日の夕刻に預金者が認知し銀行に届け出た。しかし、23日午前11時54分に男性が他店において当座貸越を含めて400万円の払戻を受けた。預金者は女性であるが（「甲野タケ」という氏名）、払戻請求をしたのは男性であった。銀行は本人確認を求めたところ、本人だと答えた上、払戻請求者は預金者名義の保険証を提示したが、この保険証は偽物で性別は男となっていたものであった。払戻請求書ではマンション名が誤記さ

れていた。通帳には副印鑑があったが、印鑑照合については過失がなかったとされている。払戻については、300万円を超えるものであったため、口座開設店の承認を受けている。

以上の事情のもとで銀行に過失がなかったとされている。

⑤京都地判平成16年10月1日金法1730号70頁

普通預金で残高1200万円と高額であったが、これは住宅購入資金に充てるための新口座であることによるものであった。平成15年6月16日から17日にかけて通帳が盗難に遭い、17日午後1時56分に1000万円の払戻がなされた。通帳には副印鑑はなかった。払戻請求者は払戻に際して家族であると称したが、不審な言動はなく、代理人の身分確認はされなかった。当該銀行では平成15年8月からは一定の基準による身分確認をすることとしていた。

印鑑照合には過失がなかったとされた。他人名義の預金で1000万円を超える払戻も当該支店では月に2、3件あり、本件のような払戻であることにより銀行に過失があるとはいえないとする。

(2) 法人預金の事例

(ア) 銀行敗訴事例

⑥福岡地小倉支平成16年4月9日金判1193号37頁

会社の普通預金で残高1636万円であったところ、平成15年5月14日深夜に会社の事務室に保管されていた通帳が盗難に遭った。印鑑の盗難はなかったが、通帳と同一場所に印鑑が保管されていた。5月14日午前9月21日に他店で1500万円の払戻があり、振込で送金された。払戻請求書には代表者名の記載漏れがあったので、行員が書かせた。振込依頼書には、依頼日、住所、電話番号に相違があったが、窓口行員は気がつかなかつた。

印鑑照合については過失がなく、出金内容が取扱店での通例のものとは大きく相違しているが、それにより銀行の過失につながるものではないとする。しかし、通帳盗難問題が公知となっていたこと、払出金額が高額で残高のほとんどであったこと、他店での払出であったため代表者の本人確認または代理人と称する払戻請求者の本人確認をすべきであったこと、口座開設店では残高の使途を認識しており、支店同士で確認すれば払戻を防止できたはずであることから銀行に過失があったとした。

⑯札幌地判平成16年6月4日金判1200号24頁

会社の普通預金で残高1788万円であったところ、平成14年6月25日深夜に事務所の机から通帳が盗難に遭った。印鑑は金庫に保管しており盗難はなかった。6月26日午前9時5分に他店で1780万円の払戻があったが、うち1000万円は振込がなされた。通帳には副印鑑があった。払戻請求書の印影が不鮮明で再度の押捺が求められた。振込依頼人名が代表者個人であったため運転免許証で本人確認をしたが、偽造であった。当該他店では取扱店の副店長に電話で連絡した。

銀行の過失ありとするものであるが、印影に相違があったことに気がつかなかつたということによるものである。

(イ) 銀行勝訴事例

⑦b (法人預金分) 福岡地判平成16年9月1日金判1207号24頁

会社の普通預金で残高3020万円(①銀行)、734万円であった(②銀行)。個人預金分と同様に、印鑑照合については過失がないとされた。①銀行分は3000万円を他店で払い戻して振込をしたものであるが、当該他店は福岡市中心部の店舗であつて他店でのそれまでに取引履歴のない払戻であつてもそれが不審事由となるとはいえないし、盗犯者が窃取した預金通帳を用いて振込送金をすることは一般には考えがたく、その他不審事由もなかつたので、銀行は無過失であるとした。②銀行分についても、同様であるが、本人確認した委任状が偽造であったもののそれが見過ごされたことをもって銀行に過失がありとはいえないとされた。

⑮東京高判平成16年9月30日金判1206号41頁

会社の普通預金で、残高2116万円であったところ(取扱店は四谷店)、平成11年3月2日深夜から3日早朝にかけて通帳と印鑑が盗難に遭った。通帳には副印鑑があった。払戻は2度にわたり(①、②)、①は、3月3日午前9時20分ころ八重洲支店で800万円の払戻である。この際銀行は副印鑑と払戻請求書の印影を残影照合し、届出住所および電話番号の一一致も確認している。また資金の使途について質問した。②は、同日午前9時40分で本店で900万円の払戻である。払戻請求者はこの際聞かれもしないのに、自分が八重洲支店で払い戻したが、また現金が必要であると説明した。①と同様の印鑑照合、届出住所および電話番号との一致が確認されている。当該銀行では朝一番の払戻請求や個人預金の他店での100万円以上の払戻請求については本人確認している。

印鑑照合に過失はなく、疑うべき特段の事情もなかつたとされた。2件の払戻も会社

であれば不自然とはいえないとした（なお、一審判決・東京地判平成16年3月25日金判1200号45頁は②については銀行に過失ありとしていた）。

⑪b（法人預金分）東京地判平成17年2月28日金判1213号34頁

会社の普通預金で残高1777万円であったところ、平成10年5月21日未明に会社代表者の自動車から通帳と印鑑が盗難に遭い、同日午前9時頃から10時40分ころまでの間に、他店7店で順次全額が払い戻された。

平成10年当時は通帳盗難による被害状況を銀行が把握できていなかったとして、印鑑照合につき過失はなく、当該預金は法人の取引口座で払戻が連続してなされることもありうるものであり、連続した払戻であることから行員が払戻履歴を確認しなかったことをもって過失があるとはいえないとした。

3 判断枠組み

上記の裁判例では、明示的に引用するにせよ、そうでないにせよ、銀行の免責の可否を判断するに当たり、最判昭和46年6月10日民集25巻4号492頁の判断枠組みが基礎とされている。同判決は、偽造手形の支払に関する銀行の免責について判示するものであるが、これによれば、習熟した担当者が肉眼による平面照合を相当の注意をもって行い印影相違がないと判断したのであれば銀行は免責とされるが、特段の事情があれば折り重ね照合や拡大鏡による照合が必要となるというものである。これを預金通帳による払戻の事例に適用するに当たっては、まず払戻請求書に押捺された印影と届出印（または副印鑑）との照合について銀行に過失があったか否かが問題とされ、この点で過失があれば銀行は免責とされないが、照合に過失がなくとも払戻請求者が無権限者であることを疑うべき特段の事情があれば銀行において何らかの受領権限を確認する措置をとるべきで、そのような措置をとらずに払戻をした場合には銀行に過失があるものとして免責とならないという準則として理解されている⁽³⁾。昭和46年最判は、手形交換により呈示された手形の支払に関する事案であるから、店頭で預金通帳により対面的に払戻がなされる事案とは状況はかなり異なる。したがって、昭和46年最判が特段の事情として念頭においていた事情と、預金通帳による払戻の場合に問題とされている特段の事情は相當に異なるものであり、判例法理としては、昭和46年最判を基礎とはしつつも、預金通帳による払戻の事例に関する判例法理が新たに形成されていると見た方がよいであろう。

上記裁判例の判断枠組みの類型を整理すると、(A) 印鑑照合について銀行に過失があるとされ、特段の事情を問題とするまでもなく銀行の免責が否定されているもの（上記裁判例では、⑥、⑪がこれに当たる）、(B) 平面照合で肉眼でもわかる印影相違があることを前提として、印

鑑照合以外の諸事情の有無を問題とするもの(銀行敗訴事例として、①、③、④、⑤、⑩で、いずれも銀行敗訴事例である)、(C)印鑑照合について銀行に過失がなかったという判断をした上で、特段の事情の有無が問題とされているもの(銀行敗訴事例では、②、⑦a、⑧、⑨、⑪a、⑯が、銀行勝訴事例では、⑬、⑭、⑮、⑦b、⑯、⑪bが、このような判断の仕方をしている)。(B)では、印影相違があるにもかかわらず払い戻したことから直ちに銀行の過失を導くのではなく、印鑑照合以外の事情を合わせ考慮して銀行の過失の有無を判断している。もっとも、銀行勝訴事例がないことからみても、印影相違が見過ごされていることは非常に重い意味をもつことは間違いなかろう。(C)では、印鑑照合については銀行の過失はなかったと判示しつつも、印鑑照合以外の諸事情により銀行の過失の有無を判断するもので、この類型では銀行の敗訴・勝訴が相半ばするように、判断は相当に難しいものとなるが、この類型で銀行敗訴事例が増えている事実は否定しがたいと思われる。いずれにせよ、現在の盜難通帳による払戻に関する訴訟においては、預金者側は銀行側のあらゆる事情をとらえて銀行の過失を主張立証しようとするのが通例であり、特段の事情は常に訴訟の争点となっていると見て差し支えない。加えて、印鑑が偽造されたとみられる事例においては、偽造技術が進んでいるとはいえ、なお完全な印影の復元まではできておらず、届出印との間に厳密には相違があることが少なくなく、印鑑照合についての銀行の過失の有無は相当に微妙な問題となるため、銀行の過失は最終的には特段の事情とされている事情を勘案して判断せざるをえなくなるという実態があるようと思われる。換言すれば、印鑑照合についての過失の有無の判断が容易でないことから特段の事情も合わせて勘案せざるをえないというのが近時のこの種の訴訟の特色ではないかと思われる。このような意味からも、この種の訴訟について、昭和46年最判の判断枠組みを基礎とすることは問題があるものと思われる。

4 印鑑照合についての判断

印鑑照合による権限の確認という手法では、もともと押捺の状態如何により印影には微細な相違が生じうるのであり、たとえば暗証番号の照合といった照合と比べれば不確定な要素を必然的に内在するものである。判例においても、そのことは前提として、何らかの印影相違が確認できても当然に銀行の過失があることにはならないと考えてきたものと思われる。ところが、近時の盜難通帳に基づく払戻の事例においては、副印鑑等から印鑑が偽造されているとみられる場合が多く、上述のように偽造が完全にはできていないことから届出印が完全には復元できておらず、届出印との間に印影の相違は残っていることが少くない。このことから、印影の相違を見過ごしたことについて銀行の過失を認めるかどうかは非常に微妙な問題となる。上記

裁判例でも、印影相違の点を厳しく評価して銀行の過失を認めるものと、ある程度の相違はありうるものとして銀行の無過失を認めているものとが混在しているように思われる（印影相違はあったとしつつも銀行に過失はなかったとするものとしては、⑦a、⑪aがある）。このことからも、印鑑照合だけを決定的な要素として銀行の過失の有無を判断するという判断手法には少し無理が生じているのではないかと思われる。これは、ひいては印鑑照合による受領権限の確認という銀行の手法に今日では限界が生じているということを示唆するものではないであろうか。

もっとも、印鑑偽造という犯行態様は、副印鑑が押捺された通帳が広く使用されてきたという現象に伴うもので、副印鑑制度が一般的に廃止されるようになり、副印鑑のある通帳の廃棄回収も進んでいけば、現在多数紛争となっているような無権限払戻の頻発という現象は一時的なもので、印鑑照合の機能が再度高まることになるかもしれない。しかし、そうではあっても、印鑑の偽造という行為が皆無になるわけではなく、印鑑照合という手法に不安定性が内在していることは銀行実務にとっても不安定性を残すという問題を孕んでいるのではなかろうか⁽⁴⁾。

5 特段の事情についての判断

印鑑照合以外の事情を特段の事情として銀行の免責が否定された上記裁判例において、特段の事情とされたものとしては、以下のようなものがある。

- a 払戻請求書における住所、電話番号等の誤り・記載不備 (①⑦a ⑪a ⑯)
- b 払戻請求書と印鑑届における筆跡相違 (④⑦a)
- c 払戻請求者の風体の異様さ (②)
- d 印鑑を提出させなかつたこと・再押捺させなかつたこと (②⑪a)
- e 身元確認をしなかつたこと (①⑪a)
- f 身元確認の不十分さ 偽造の健康保険証・免許証等の見過ごし、年齢相違の見過ごし (②⑦a ⑧⑨)
- g 払戻歴のない他店での払戻 (③⑤⑨⑩⑪a ⑯)
- h 高額の払戻 (⑪a ⑯)
- i 短時間内の相次ぐ払戻 (⑤)
- j 銀行の内規違反 (③④⑤)
- k 通帳盗難事件の社会問題化・銀行の対応 (①⑥⑩)

これに対して、預金者から主張されることが多い事情として、副印鑑のある通帳を廃止・回収していなかつたこと、暗証番号による照合をしなかつたことについてはいずれも銀行の過失を認める事情としては斥けられている。

特段の事情とされた事情のうちには、aのように窓口での事務の流れの中では行員が少しばかりの注意をすれば容易に対応できるような事情もあるが、他は、一つだけをとってみれば無権限払戻を疑うには根拠に乏しいものが少なくなく、上記裁判例でも複数の事情が合わせて特段の事情として勘案されているのが通例である。銀行に過失があったとされた事例と無過失であったとされた事例とを比較すると、概して過失があったとされた事例において銀行の過失を認定しやすい事情があったということはいえるであろう。しかし、過失の有無について客観的基準があるわけではなく、見ようによつては伝統的な銀行の払戻事務のあり方からみれば結果論的な厳しすぎる基準をとつていると見られる事例もないとはいえない。払戻請求者の受領権限を疑つてしかるべきなのはどこからかの限界はもともと一義的には確定困難であり、aからiまでの各事情をとつても、一つづつをとれば決定的な事情といえるかどうかは相当に問題があり、それぞれから銀行の過失を導くかどうかについては、かなりのところ裁判官の主観に依存している面が小さくないように思われる。このことは、預金者側にとつても同じような事案でも担当裁判官次第で救済されるかされないかが左右されるという問題をもたらすし、銀行側にとつても窓口でどこまでの対応をすれば免責されるかの予測可能性が高くないという問題をもたらすものであろう。

そのような中で、上記裁判例には、銀行の内規に反した取扱がなされていることが勘案されているものがあることは注目に値するというべきである。もっとも、銀行の内規を重視することについては、銀行によりそのレベルは一様でないという問題とともに、防犯等の観点から高いレベルのルールを設ければ設けるほど銀行の注意の基準が高まるという問題が指摘されることがある⁽⁵⁾。しかし、盜難通帳による払戻という社会問題が生じてしまった以上は、銀行にとつてそれに対処するための事務体制を整備しないこと自体が問題とされても仕方ない面があり、内規を整備しないこと自体が銀行の過失として評価されうるであろうし、どの程度のレベルのルールを設けるかは、実際に生じている無権限払戻事例の実情との相関で銀行一般についてどこまでを期待すべきかという観点から客観的に判断されるべきものであろう。このような観点からは、上記の⑪のように、銀行界全体の通帳盜難問題に対する取り組みの進展を詳細に認定するものがあり、しかも通帳盜難問題が顕在化し始めたころと被害が増加したころでは銀行の過失の判断基準が異なるとするものが現れていることは、きわめて注目に値することではないかと思われる。

6 法人預金者の場合の問題点

法人の普通預金については、一般的には残高が高額になりやすいという傾向があること、法

人組織の本質上代理人による払戻が行われることにならざるをえないがどのような代理人が払戻をするかは各法人ごとに千差万別であり、また、資金需要がどのようなものかも千差万別であるといった特質があり、このような特質に照らせば個人預金の場合に比べて銀行も柔軟に対応せざるをえない面があることは否定しがたいと思われる。現に上記裁判例においても、個人預金の事案に比べると、銀行の無過失とされる判断基準はそれほど厳しいものではないと思われ、それには一応の合理性があると思われる。

そのような中では⑯は払戻請求を受けた他店の注意義務をかなり重いものとしているが、このような基準をとっていくと法人預金についても受領権限の有無について相当厳しい確認措置をとることが求められることになろうが、その当否については議論がありうるところであろう。

7 過失相殺の類推適用

③は、預金の無権限払戻に関して、銀行に過失があるとされ銀行の免責が認められなかつたものの、無権限払戻がなされるにつき預金者側にも重大な過失があったとして民法418条による過失相殺の類推適用があるとしたものである⁽⁶⁾。

預金の無権限払戻に関して過失相殺の類推適用がなされた裁判例としては、東京地判平成6年9月21日判時1537号134頁が最初のようである。もっとも、この判決は、他人名義の貸付信託に関して、行員が名義人に対して当該信託のことを話した結果、権利者でない名義人が払戻を受けたという事案に関するもので、盜難通帳による払戻の事例とは性格を異にするものである。盜難通帳による無権限払戻に関して過失相殺が類推適用された事例としては、東京地判平成11年4月22日金判1066号3頁がある。当該事件では、通帳を管理していた家族が10月12日～16日に通帳を紛失していたにもかかわらず同月末にはじめて気がついて銀行に電話し、さらに11月中旬にキャッシュカードでの払戻をした時点で無権限払戻に気がついたという事案であり、判決は、通帳の管理に十分に注意を払っていたとはいはず、また紛失後直ちに書面で届け出ていたならば無権限払戻は起きなかつたことを勘案して、3割の過失相殺をしている。しかし、控訴審判決である東京高判平成12年2月23日金判1066号3頁では、払戻をした銀行に過失がなかつたとされているため、過失相殺は問題とされなかつた。このように先例としては必ずしも適切なものがない状況下で③が預金者の重過失を要件として過失相殺を認めたことは注目に値することであるといってよい。

③は通帳をレストランの駐車場に駐車していた自動車に置いていた間に盗難に遭ったもので、預金者の帰責性は確かに高い事案であり、無権限払戻による損失を預金者にも一部負担させることには合理性があるものと思われる。

偽造カードおよび盜難カードによる無権限払戻についての新法（「偽造カード等及び盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」）においては、預金者側にも帰責性がある場合に預金者にも損害を負担させるルールを設けた。通帳盜難事例は、性格的にはカード盜難事例に近いが、カード盜難事例に関して新立法では、銀行が無過失であることを前提として、預金者に重過失がある場合には預金者の損失負担、預金者に軽過失がある場合には銀行が75%、預金者が25%ずつの損失負担とすることとされ、銀行に過失がある場合には、銀行が損失負担するものとされた。このように、預金者の過失の有無および程度により損失負担の割合を変えていくというルールが無権限払戻問題に関しては合理性をもちうるものとすると、盜難通帳による無権限払戻についても、何らかの立法がなされるまでは、過失相殺の類推適用という法理により帰責性のある預金者にも損失負担を求めるという解決が解釈論として展開されていく可能性はあるであろう。

もっとも、いかなるケースで預金者にも損失の負担を求めるかはかなり難しい考慮を要するようと思われる。③は、銀行に過失あり、預金者に重過失がありと判断されているが、過失相殺の類推適用という法理であれば、このように銀行に過失がある場合が前提とならざるをえないであろう。盜難カード事例についての新法では、銀行が無過失であることを預金者が損失を負担することの前提としているので、③のような発想とはかなり異なるものということができる。もっとも、盜難カード事例においては、カードの暗証番号が無権限者に判明する限りでは、払戻について銀行に過失があるということはあまり考えられず、そのことが預金者に損失負担をさせることの前提として銀行の無過失が前提とされることにつながっているものと思われる。これに対して、盜難通帳の事例においては、対面式の払戻であることから、銀行の過失の有無の判断は上記各裁判例をみてもきわめて微妙な判断を要するものであり、かつ、銀行の過失の有無の判断が次第に銀行に高度の注意義務を課すようなものに移行しつつあることを勘案すれば、銀行に過失があったとしても預金者側の帰責性次第では預金者にも損失の一部負担をさせることに十分合理性が認められる可能性がある。通帳を盗まれた事情が預金者の保管方法に落ち度があった③のごとき事案はその典型的なものであろう。通帳と印鑑と一緒に保管している間に盜難に遭うような場合も、やはり預金者側に一定の帰責性が認められる可能性はある。上記各裁判例では、法律上の争点が銀行の過失の有無ということに絞られている結果として、通帳や印鑑が盜難に遭った事情については付隨的にしか事実認定の中で取り上げられていないが、今後の訴訟においてはこの点がもう少し問題とされてよいのではないかと思われる。

さらに、③は預金者の側に重過失があったことから過失相殺の類推適用を認めるが、過失相殺の類推適用ということをいうのであれば、重過失を要件とすることの根拠はないと考えられるし、盜難カードについて預金者が損失を一部負担する要件が預金者の軽過失で足りることと

されたことからみれば、盜難通帳事例でも預金者の重過失を預金者の損失一部負担の要件とすることは適切ではないと思われる。

8 終わりに—通帳による払戻システムのあり方

通帳と印鑑により受領権限を確認する払戻システムは、迅速な払戻を可能とするシステムとして預金者・銀行の双方の利便を高めることになってきたし、受領権限の確実な確認方法として銀行の免責を認める判例法理の合理性の基礎となってきた。しかし、近年の通帳盜難問題は、無権限払戻事例を頻発させ、通帳と印鑑による払戻システムの安定性を揺るがすものとなっている。裁判例は、次第に銀行に対して厳しい判断基準で銀行の免責の可否を判定するようになっていると思われ、このような傾向は銀行実務にとって非常に厳しい注意を求める事になる。これに対しては、従来のような円滑な払戻が不可能となり、それは預金者の利便を損なうことにもなるという批判がありうるが、現在預金者から求められているのは預金の安全性ということであろう。安全性を確保するということは、払戻における受領権限の確認についても相応の厳格さが求められることになり、預金者もこれまでのような融通のきいた払戻を受けられなくなることになるが、銀行は預金者に率直にこのことの理解を求めていくべきであろう。

無権限払戻について現在の判例は、払戻時点における銀行の過失の有無の一点で銀行の免責の可否を判定する判断枠組みとなっているが、この判断枠組みは、銀行の非常に些細なミスから銀行の過失を導く傾向がないではない。確立してきた判断枠組みは、銀行にとっての免責を容易に導くものであり、銀行はその正当性を強調してきたのであろうが、盜難通帳問題を契機に逆に銀行にとっては容易に免責を得られなくなるようにする諸刃の剣として機能しつつあるといふこともいえ、通帳と印鑑による払戻システムと合わせて法的判断枠組みにも限界が見えてきているように思われる。

偽造カードおよび盜難カードによる無権限払戻については、新法で銀行の損失負担を原則とする方向で問題を解決することになった。これは無権限払戻による損失負担問題については革命的な方向転換であるが、通帳による払戻による損失負担問題の解決のあり方にも影響を及ぼさずにはおかないのであろう。通帳による払戻は対面の払戻であるためカードによる払戻の場合以上に銀行と預金者が損失負担をどのように分担するかのルール設定には困難な考慮を要することになるが、正面からこの問題に取り組むことが必要となってくるであろう⁽⁷⁾。

〔注〕

- (1) 全国銀行協会の盜難通帳による払出し件数・金額等に関するアンケート結果は、<http://>

[/www.zenginkyo.or.jp/cgi-bin/namazu/namazu.cgi](http://www.zenginkyo.or.jp/cgi-bin/namazu/namazu.cgi) 参照。これによれば、平成14年度は、1231件、37億3800万円（正会員135行）、平成15年4月～6月では、244件、払出金額8億400万円（正会員・準会員181行）で、徐々に減少の方向に向かっているが、平成17年1月～3月でも、なお53件、6200万円とされている。

- (2) 平成15年ころまでの裁判例を検討したものとしては、松本恒雄＝菅原胞治＝渡辺博己＝滝澤孝臣＝銀行員A「座談会・盜難通帳による預金払戻しをめぐる諸問題－最近の判決と銀行実務を中心に」金法1674号7頁（2003年）、渡辺博己「預金の不正払出しと金融機関の注意義務－『印鑑照合』上の過失判断を中心にして」金法1674号28頁（2003年）、佐々木正人「払戻請求者が無権限であると疑わせる特段の事情と金融機関の注意義務」金法1674号37頁（2003年）、山田剛「盜難通帳による預金の払戻しと特段の事情－新潟地判平成16・1・22金判1184号41頁の検討」金判1190号2頁（2004年）。平成16年前半ころまでの裁判例を検討したものとして、菅原胞治「盜難通帳による預金不正払戻しと金融機関の責任をめぐる裁判例」銀行法務21・645号18頁（2005年）。
- (3) 最判平成10年3月27日金判1049号12頁は、原審判決が、副印鑑と払戻請求書の印影の間には相違があるものの、習熟した銀行員が平面照合により同一であると判断したことについて過失はなかったとした判断を、是認できるものとしている。
- (4) 印鑑照合という方法のもつ限界を指摘するものとして、菅野佳夫「預金の払戻しにおける銀行の免責理論の今後のあり方について」銀行法務21・570号70頁（1999年）。
- (5) 銀行の内部事務手続違反を過失の根拠とすることの当否に関する議論については、松本ほか・前掲座談会（注2）21頁以下参照。
- (6) 過失相殺の類推適用について検討したものとして、平野英則「預金の払戻しと過失相殺（上）（下）」金法1740号10頁、1741号29頁（2005年）。
- (7) 「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」（平成17年6月24日）17頁では、窓口における預金取引（盜難通帳の問題を含む）については、現行の本人確認の方式は、印鑑による認証を基本とするわが国の商慣習にも関わる重大な問題であり、その検討にあたっては窓口での本人確認手続等の実務の対応および利用者利便への影響を考慮する必要があることなど今後の預金取引、ひいては今後の金融業務のあるべき姿に関連する幅広い観点からの慎重な検討が必要であるとの指摘があったとされ、将来的に各方面で議論されることが期待されるとしている。